寄附行為変更（令和７年４月１日施行の改正私学法）に当たってのチェックリスト

１．理事・理事会に関するもの

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 確認事項 | 私学法関係条文 | チェック |
| 理事の定数は５人以上となっている。 | 第１８条第３項 | □ |
| 理事の任期は４年を上限とし、寄附行為で定める期間以内に終了する最終年度に関する定時評議員会の終結の時までとなっている。 | 第３２条第１項 | □ |
| 理事は監事・評議員を兼ねていない。 | 第３１条第３項 | □ |
| 理事には設置する学校の校長を含んでいる。 | 第３１条第４項 | □ |
| 理事には外部理事を含んでいる。 | 第３１条第４項 | □ |
| 他の２人以上の理事、１人以上の監事又は２人以上の評議員と特別利害関係（一方の者が他方の者の配偶者又は三親等以内の親族である関係その他特別な利害関係として文部科学省令で定めるものをいう。）を有していない。 | 第３１条第６項 | □ |
| 他の理事のいずれかと特別利害関係を有する理事の数は、理事の総数の３分の１を超えていない。 | 第３１条第７項 | □ |
| 理事選任機関を設置している。 | 第２９条 | □ |
| 理事の選任及び解任は理事選任機関が行うこととなっている。 | 第３０条第１項  第３３条第１項 | □ |
| 理事会が理事長を選定することとなっている。 | 第３７条第１項 | □ |
| 議決要件は議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行うこととなっている。（これを上回る割合の場合は寄附行為で定めていること） | 第４２条第１項 | □ |
| 議決要件の例外として、寄附行為の変更は、議決に加わることができる理事の2/3以上の賛成が必要、  合併・解散は理事の総数の2/3以上の賛成が必要となっている。 | 第４２条第２項 | □ |

２．監事に関するもの

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 確認事項 | 私学法関係条文 | チェック |
| 監事の定数は２人以上となっている。 | 第１８条第３項 | □ |
| 監事の任期は６年を上限とし、寄附行為で定める期間以内に終了する最終年度に関する定時評議員会の終結の時までとなっている。 | 第４７条第１項 | □ |
| 監事は理事、評議員、学校法人の職員、子法人役員（監事、監査役等を除く）、子法人職員を兼ねていない。 | 第３１条第３項  第４６条第２項 | □ |
| １人以上の理事、他の監事又は２人以上の評議員と特別利害関係を有していない。 | 第４６条第３項 | □ |
| 監事の選任及び解任は評議員会の決議によることとなっている。 | 第４５条第１項  第４８条第１項 | □ |

３．評議員・評議員会に関するもの

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 確認事項 | 私学法関係条文 | チェック |
| 評議員の定数は理事を超える人数となっている。 | 第１８条第３項 | □ |
| 評議員の任期は６年を上限とし、寄附行為で定める期間以内に終了する最終年度に関する定時評議員会の終結の時までとなっている。 | 第６３条第１項 | □ |
| 評議員と理事を兼ねていない。 | 第３１条第３項 | □ |
| 職員である評議員は１人以上となっており、評議員総数の1/3までとなっている。 | 第６２条第３項  第６２条第５項 | □ |
| 他の２人以上の評議員と特別利害関係を有していない。 | 第６２条第４項 | □ |
| 理事・理事会が選任した評議員は評議員総数の1/2までとなっている。 | 第６２条第５項 | □ |
| 理事、監事、他の評議員のいずれかと特別利害関係を有する者、子法人の役職員である評議員の数は、評議員総数の1/6を超えていない。 | 第６２条第５項 | □ |
| 評議員の選解任方法を規定している。 | 第６１条第１項  第６４条 | □ |
| 議決要件は議決に加わることができる評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行うこととなっている。 | 第７６条第１項 | □ |
| 議決要件の例外があることを知っている。 | 第７６条第２項  第７６条第３項 | □ |